

平成13年12月20日

パレスチナ難民に対する食糧援助について

1. わが国政府は、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じ、パレスチナ難民に対し、6億円の食糧援助を行うこととし、このための書簡の交換が、12月20日（木）ヨルダン・ハシミテ王国のアンマンにおいて、わが方佐々木伸太郎在ヨルダン大使と先方カレン・アブーザイドUNRWA副事務局長（Ms. Karen Konig AbuZayd, Deputy Commissioner General）との間で行われた。
2. 昨年9月末以降、イスラエル・パレスチナ間の衝突が継続していることにより、パレスチナ経済は大きな打撃を受けており、パレスチナ難民は過酷な生活を余儀なくされている。このような状況の下、パレスチナ難民貧困層への重点的な食糧援助をはじめとする援助活動を実施しているUNRWAは、わが国政府に対し、食糧援助を要請してきた。
3. わが国としては、パレスチナ難民の深刻な食糧不足状況を踏まえて、人道的見地より、UNRWAに対し、小麦粉、米およびレンズ豆を購入するための資金を供与することとしたものである。
4. なお、わが国はUNRWAを通じ1970年以来パレスチナ難民に対する食糧援助を実施してきた。